(二)　法人について生じた次に掲げる事実の区分に応じそれぞれ次に定める各事業年度（その事実が生じた日以後にその法人の株式が金融商品取引所に上場されたことその他のその法人の事業の再生が図られたと認められる事由が生じた場合には、その事由が生じた日のうち最も早い日以後に終了する事業年度を除く。）の所得に係る欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額とする。

(1)　更生手続開始の決定があったこと　その更生手続開始の決定の日から更生計画認可の決定の日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度

(2)　再生手続開始の決定があったこと　その再生手続開始の決定の日から再生計画認可の決定の日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度

(3)　再生手続開始の決定があったことに準ずる事実　その事実が生じた日から同日の翌日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度

(4)　右記(1)から(3)までの事実に準ずる事実　その事実が生じた日から同日の翌日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度

(三)　法人の設立の日から同日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度（その法人の株式が金融商品取引所に上場されたこと等の事由が生じた場合には、その事由が生じた日のうち最も早い日以後に終了する事業年度を除く。）の所得に係る欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額とする。

(四)　青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間を一〇年（改正前九年）に延長する。

3　受取配当等の益金不算入制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（法人税法第二三条、第二四条及び第八一条の四関係）

(一)　益金不算入の対象となる配当等の額の範囲から公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額を除外する。

(二)　完全子法人株式等を除き、益金不算入の対象となる株式等及び益金不算入割合を次のとおりとする。

(1)　法人が他の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の一を超える数又は金額の株式等を有する場合におけるその株式等　一〇〇分の一〇〇

(2)　完全子法人株式等、(1)の株式等及び(3)の株式等以外の株式等　一〇〇分の五〇

(3)　法人が他の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の一〇〇分の五以下に相当する数又は金額の株式等を有する場合におけるその株式等　一〇〇分の二〇

(三)　法人が支払う負債の利子があるときの益金不算入額の計算について、株式等の配当等の額からその株式等に係る負債の利子の額を控除して計算する株式等を、右記(二)(1)の株式等とする。

(四)　投資法人の出資総額等の減少に伴う金銭の分配の額のうち一定のものについては、配当等の額とする。

4　内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額で、その剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店所在地国等の法令において当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその剰余金の配当等の額を、外国子会社配当益金不算入制度の適用対象から除外することとした。（法人税法第二三条の二関係）

5　青色申告制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（法人税法第一二一条及び第一二七条関係）

(一)　連結納税の承認を受けている法人は、退職年金等積立金に対する法人税に係る申告書を青色申告書により提出することができる。

(二)　法人につき連結納税の承認が取り消された場合には、税務署長はその法人の青色申告の承認も取り消すことを明確化する。

6　法人が納付する不当景品類及び不当表示防止法の課徴金及び延滞金の額は、損金の額に算入しないこととした。（法人税法第五五条関係）

7　退職年金等積立金に対する法人税について、次のとおり見直しを行うこととした。（法人税法第八四条関係）

(一)　退職年金業務等の範囲に、次に掲げる業務を加える。

(1)　国家公務員共済組合法の退職等年金給付の事業に関する業務

(2)　地方公務員等共済組合法の退職等年金給付組合積立金の積立ての業務

(3)　地方公務員等共済組合法の退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務に係る業務

(4)　日本私立学校振興・共済事業団法の退職等年金給付の業務

(二)　退職年金等積立金額の範囲に、次に掲げる金額を加える。

(1)　右記(一)(1)の業務を行う国家公務員共済組合連合会の退職等年金給付積立金の額

(2)　右記(一)(2)の業務を行う地方公務員共済組合及び市町村連合会の退職等年金給付組合積立金の額

(3)　右記(一)(3)の業務を行う地方公務員共済組合連合会の退職等年金給付調整積立金の額

(4)　右記(一)(4)の業務を行う日本私立学校振興・共済事業団の退職等年金給付の経理に係る勘定に属する積立金の額

8　外国法人が設立されたものとみなして欠損金の繰越控除制度等を適用することとされる場合から外国法人を合併法人とする適格合併により被合併法人である他の外国法人から恒久的施設の移転を受けた場合等を除外することとした。（法人税法第一〇条の三関係）

9　外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入制度により損金の額に算入される金額は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に記載された金額を限度とすることとした。（法人税法第一四二条の五関係）

10　外国法人の恒久的施設と本店等との間で、国内不動産の譲渡所得又は貸付対価等の国内源泉所得を生ずべき資産の当該恒久的施設による取得又は譲渡に相当する内部取引があった場合には、当該内部取引は、その資産の内部取引の直前の帳簿価額に相当する金額により行われたものとして、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額を計算することとした。（法人税法第一四二条の九関係）

11　恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しない外国法人になった日の翌日の属する事業年度については、法人税の中間申告書の提出を要しないこととした。（法人税法第一四四条の三関係）

12　外国法人である普通法人が恒久的施設を有することとなった場合等において、国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約等の規定により法人税を課さないこととされるときは、外国普通法人となった旨の届出書の提出を要しないこととした。（法人税法第一四九条関係）

13　外国法人である人格のない社団等が特定国内源泉所得を有することとなった場合において、当該特定国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき租税条約等の規定により法人税を課さないこととされるときは、収益事業開始の届出書の提出を要しないこととした。（法人税法第一五〇条関係）

三　相続税法の一部改正関係

1　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設に伴い、次の措置を講ずることとした。（相続税法第一条の三、第一条の四、第一四条及び第三二条関係）

(一)　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の期限の延長を受ける個人が死亡した場合又は財産の贈与をした場合には、相続税又は贈与税の納税義務の判定に際しては、当該個人は、相続若しくは遺贈又は贈与前五年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたものとみなす。